

○「経営分析比較表」における用語の解説

<p>法適用事業 法非適用事業</p>	<p>公営企業のうち、地方公営企業法の適用が義務付けられている事業（水道事業や病院事業など）や、条例により同法を適用している事業のことを「法適用事業」といいます。 法適用事業では、企業的な会計手法による日々の経理や財務書類の作成などを行いますので、「企業会計」と呼ばれています。 逆に、同法の適用義務がなく、条例による適用も行っていない事業のことを「法非適用事業」といいます。 本市の下水道事業の一部（公共下水道・特定環境保全公共下水道）は、平成27年度から、農業集落排水処理施設事業及び特定地域生活排水処理事業は令和6年度から法適用事業になりました。</p>
<p>公共下水道 （八代・鏡処理区）</p>	<p>下水道事業のうち、主として市街化区域における下水を排除し、または処理するために市町村が管理する下水道のことをいいます。【法適用事業】</p>
<p>特定環境保全公共下水道 （八代東部・千丁処理区）</p>	<p>下水道事業のうち、主として市街化区域以外で設置される下水道のことで、自然公園区域内の水質保全や農山漁村の生活環境の改善を図り、処理対象人口が10,000人以下の小規模下水道のことをいいます。【法適用事業】</p>
<p>農業集落排水処理施設 （東陽町・泉町の一部）</p>	<p>下水道事業のうち、農林水産省所管の農村総合整備事業の中で設置され、農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水を処理する施設を有する下水道をいいます。【法適用事業】</p>
<p>特定地域生活排水処理 （東陽町・泉町の一部）</p>	<p>下水道事業のうち、環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業として整備されるもので、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市で合併処理浄化槽を整備する事業をいいます。【法適用事業】</p>
<p>資金不足比率（％）</p>	<p>公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、下記の数式により算出されます。</p> $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}} \times 100$ <ul style="list-style-type: none"> • 資金の不足額： 実質赤字額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 • 実質赤字額： 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) ┌ 繰上充用額： 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 ├ 支払繰延額： 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 └ 事業繰越額： 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 • 事業規模： 営業収益 - 受託工事収益
<p>自己資本構成比率 （％）</p>	<p>総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合のことをいいます。</p>
<p>普及率（％）</p>	<p>人口に対してどのくらいの人が下水道を使えるようになったかを示す割合で、下記の数式により算出されます。</p> $\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口（詳細は後述）}}{\text{行政区域内人口（八代市の人口）}} \times 100$

有収率 (%)	<p>終末処理場で処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量の割合で、下記の数式により算出されます。 有収率が高いほど、使用料徴収の対象にならない不明水※が少なく、効率的であるといえます。</p> $\text{有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$ <p>※不明水： 汚水のみを処理する下水道施設に、何らかの原因で流入する雨水や地下水など</p>
処理区域内人口 (人)	下水道が使えるようになった区域（下水道工事が完了し供用開始された区域）に住んでいる人の数です。
処理区域面積 (km ²)	下水道が使えるようになった区域の面積です。
経常収支比率 (%)	<p>法適用事業に用いる経常収支比率は、使用料収入や一般会計繰入金等の収益によって、維持管理費や支払利息等の費用を、どの程度賄えているかを表す指標です。 この数値が高いほど経営の健全度が高く、100%以上であれば単年度の収支が黒字であることを示します。逆に100%未満の場合、単年度の収支が赤字ということになりますので、更なる経営改善に向けた取り組みが必要になります。</p> $\text{経常収支比率 (法適用事業)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
累積欠損金比率 (%)	営業収益に対する累積欠損金（複数年度にわたって累積した損失）の状況を表す指標です。
流動比率 (%)	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。
企業債残高対事業規模比率 (%)	<p>使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。 本指標は基準となる数値がありませんので、経年比較や類似団体との比較により、分析・把握する必要があります。 数値が低い場合であっても、本来必要な改築・更新を先送りしているため企業債残高が少ないという見方もできますので、適切な投資規模や料金水準であるかどうかの分析を行いながら、経営改善を図っていく必要があります。</p> $\text{企業債残高対事業規模比率} = \frac{\text{企業債現在高合計※} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
経費回収率 (%)	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料収入で賄えているかを表した指標です。 本指標は、本来であれば100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が、使用料以外の収入により賄われていることになるため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要になります。</p> $\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$

<p>汚水処理原価（円）</p>	<p>有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費※と汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。 本指標は基準となる数値がありませんので、経年比較や類似団体との比較により、分析・把握する必要があります。 類似団体と比較して数値が高い場合は、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量の増加など、経営改善に向けた取り組みが求められます。</p> $\text{汚水処理原価} = \frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$ <p>※汚水資本費： 汚水処理に係る施設整備に充てた企業債の元金・利子償還金</p>
<p>施設利用率（％）</p>	<p>汚水処理に係る施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。 本指標は明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。</p> $\text{施設利用率} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
<p>水洗化率（％）</p>	<p>処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続して水洗化した人口の割合を表した指標です。 本指標については、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望まれます。 一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入確保の点においても、水洗化率向上の取組が必要です。</p> $\text{水洗化率} = \frac{\text{水洗化人口 ※}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$ <p>※水洗化人口： 下水道に接続して、トイレを水洗化した人口。よって、個人で浄化槽を設置して水洗化を行った人口は含みません。</p>
<p>有形固定資産減価償却率（％）</p>	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示すものです。</p>
<p>管渠老朽化率（％）</p>	<p>法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示すものです。本市においては耐用年数を超えた管渠はありません。</p>
<p>管渠改善率（％）</p>	<p>当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。 本市では耐用年数を超えた管渠はありませんが、公共下水道事業においては、令和元年度から、予防保全的な修繕や更新を開始しています。</p>